

鳥取県買物環境確保推進交付金交付要綱

制 定 令和 5 年 7 月 7 日付第 202300092596 号鳥取県地域づくり推進部長通知
一部改正 令和 5 年 7 月 27 日付第 202300113238 号鳥取県地域づくり推進部長通知
一部改正 令和 6 年 3 月 29 日付第 202300321830 号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県買物環境確保推進交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本交付金は、市町村が持続可能な買物環境の確保に向け策定した買物環境確保計画に基づき実施する事業を支援することにより、地域の買物環境を維持・確保し、県民生活の機能維持・活性化を図ることを目的として交付する。

(交付金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表の第 2 欄に掲げる事業者等に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る交付対象経費（対象事業に要する同表の第 1 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を対象に間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付する市町村

2 本交付金の額は、交付対象経費の額に別表の第 3 欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額（同表の第 4 欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本交付金の交付申請は、事業開始の 20 日前までに行わなければならない。ただし、交付申請前に事業着手した事業にあっては、知事が別に定める日までに行うこととする。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号から様式第 3 号までによるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第 4 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この

場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第 6 条 市町村長は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条（第 4 項を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第 2 号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第 7 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、別表第 5 欄に定める変更以外の変更とする。

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第 8 条 市町村長は、第 6 条の規定により付した規則第 12 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 12 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業に係る別表の第 5 欄に定める変更

（2）間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第 9 条 市町村長は、第 6 条の規定により付した規則第 13 条又は第 16 条第 2 項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第 10 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日

（2）規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号から様式第 3 号までによるものとする。

3 本交付金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕

入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を知事に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

- 第11条 市町村長は、間接補助事業に係る本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

（財産の処分制限）

- 第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

- 第13条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、前条第1項に定める期間を定めるに当たっては、同項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、前条第2項各号に掲げる財産を定めるに当たっては、同項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

- 第14条 市町村長及び間接補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市町村長にあっては知事に、間接補助事業者にあっては市町村長にその旨を報告しなければならない。なお、市町村長は、間接補助事業者から当該報告があった場合は、速やかに知事に報告をしなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村長及び間接補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

- 第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行し、令和5年度事業から適用する。ただし、令和5年6月30日までに事業完了した対象事業に係る交付対象経費は対象外とする。

附 則

この改正は、令和5年7月28日から施行する。

附 則
この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条、第8条関係）

1 対象事業の内容及び対象経費		2 事業実施主体	3 交付率	4 交付上限額	5 重要な変更
<p>1 店舗閉店に伴うもの及び持続的な買物環境確保のために必要な事業</p> <p>(支援メニュー例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗整備・改修、設備の整備 ・移動販売等の支援、拡充 ・買物に伴う移動支援 ・担い手確保、支え合いへの支援 ・買物代行等支援 ・買物をする機運の醸成支援 <p>ただし、商品券や地域通貨など貨幣価値のある金券類の発行に係る取組は対象外とする。</p>	<p>市町村が策定する買物環境確保計画に基づき実施する取組に要する経費</p>	<p>市町村・事業者等</p>	<p>市町村負担額の1/2</p> <p>ただし、次の事業にあつては、市町村負担額の2/3とする。</p> <p>(1)先導的買物環境整備事業 買物環境確保に資する先導的な事業（交付申請前に県と市町村で協議を行い、先進的で将来にわたり持続可能性がある取組として認められるものに限る。）を実施するもの</p> <p>(2)地域の買物環境確保に向けた先進地域視察研修等実施事業 地域店舗の運営や買物機運醸成などに向け、地域運営組織・地元住民・市町村などが主体となって県内外の先進地視察研修等を実施するもの</p> <p>(3)企画・経営等アドバイザー派遣事業 買物環境の確保に向け、地域や市町村が必要とする各分野の人材（担い手やアドバイザー等）を招聘し、この活動を支援するもの</p>	<p>1 市町村につき 20,000 千円</p> <p>また、店舗に係る次の①及び②の支援を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算したうえ、①及び②の支援は下記金額を上限とする。</p> <p>1 店舗につき</p> <p>① 土地・建物の取得 10,000 千円</p> <p>② 店舗整備・改修、設備の整備等 15,000 千円</p>	<p>(1) 本交付金の増額又は3割以上の減額を伴う変更</p> <p>(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更</p>
<p>2 今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討</p>	<p>今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討に要する経費</p>				
<p>3 その他、各市町村の買物環境確保計画に記載された事業のうち、知事が特に必要と認めるもの（知事特認）</p>	<p>知事が特に必要と認める取組に要する経費</p>			<p>—</p>	

(注1) 地域の実情に応じた店舗ごと、又は既存店舗の有無に関わらず買物環境の維持・確保が必要なエリアごとの買物環境確保計画を策定していること、及び市町村や地域関係者（商工会、住民など）が今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討を対象事業の完了までに行うことを必須要件とする。

(注2) 土地・建物の取得を行った場合は、当該財産の取得目的である事業を最低5年間は継続するよう努めること。

(注3) 対象事業について、本交付金以外の鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本交付金は交付しないものとする。また、国や他の公共団体から補助金等の交付を受ける場合及び対象経費の全部または一部に地方債を充当する場合は、他の補助金等や交付税措置額を加味した各市町村の実質負担額を対象経費とする。

(注4) 対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし止むを得ない理由により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県買物環境確保推進交付金事業費内訳及び算出根拠計画（報告）書

（単位：円）

交付対象事業名	事業費	積算	財源内訳		
			本交付金	一般財源	その他
合計					

（注1） 対象事業ごとに分けて記入すること。

（注2） 積算については、できるだけ具体的に記入すること。

（注3） 要綱第7条及び第8条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

年度鳥取県買物環境確保推進交付金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	比較増減	備考
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	比較増減	備考
合 計				

※収入の内容を具体的（販売収入等）に記載すること。

様

職 氏 名

年度鳥取県買物環境確保推進交付金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県買物環境確保推進交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の交付対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本交付金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県買物環境確保推進交付金交付要綱（令和5年7月7日付第202300092596号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県買物環境確保推進交付金事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあつた鳥取県買物環境確保推進交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された交付金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 交付金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付書類
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 交付事業名
- 5 交付金額
- 6 当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 交付対象経費(交付金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	上対応分			
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 交付金に係る仕入控除税額の計算方法